

ますだ暮らし魅力発信事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

ますだ暮らし魅力発信事業業務委託

2 委託業務の目的

本委託業務は、移住定住者に加え、必ずしも益田市への転入を前提としない者等を対象に、市主催のセミナーや大学での授業等の企画・運営、及び他団体主催のイベントへの参加を通じて関係人口者創出を目的とした益田市の魅力発信を行い、その後に開催する市内での体験イベント等への来訪につなげ、関わりへの深化への流れをつくることを目的に実施する。

3 委託業務期間

業務委託の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 対象者

市外在住の18歳以上の者（保護者同伴の18歳未満の参加は可）とする。

(2) イベント内容

市主催のセミナーや大学での授業等の企画・運営、及び他団体主催のイベントへの参加を通じた、関係人口者創出を目的とした益田市の魅力発信を行う。（8回以上）

なお、以下の条件を満たすように、事業を実施すること。

- ・益田市の関係人口者として居住地以外との関わりを持つ可能性がある方や、移住希望者が対象となるように工夫すること。

- ・参加者公開募集型のオンラインまたは都市部での対面イベントを1回以上実施すること。

- ・他団体主催のイベント（移住フェアなど）への参加は、事業全体の実施イベント数の半数以下とすること。

- ・合計で100名以上に、関係人口者創出に向けた益田市の魅力発信を行うこと。

(3) イベント実施に係る注意事項

次の点については、事業を実施する際に注意すること。

- ・参加費は無料、集合場所までの交通費、宿泊費、食事代は参加者負担を基本とする。

- ・現地体験中に実費負担が想定される事項は募集時に明記すること。

(4) 実施業務

①事業の企画

受託者は、事業の実施に先立ち、契約締結後速やかに実施体制、工程計画等以下に示す項目について業務計画書を作成し、市と協議のうえ提出するものとする。

ア 業務概要

イ 実施体制及び連絡体制（緊急時を含む）

ウ 工程計画

②事業の告知（参加者の募集及びとりまとめ等）

各回の内容をまとめた募集告知の手法を決定し、広くPRして募集を行うとともに、参加者

名簿を作成する。なお、益田市が管理するサイトや SNS を活用することは差し支えない。(募集方法については市と調整のこと)

③事業の運営（準備を含む）

会場の手配、物品や印刷等の準備を行うこと。また、当日の司会進行等を行い、セミナー等をスムーズに進めること。

④アンケート等の作成と集計

各回においてアンケート作成や、意見・感想等の聞き取りを行い、集計・分析すること。

⑤記録

各回において、記録及び広報のため写真若しくは動画の撮影を行い、報告書に添付する。

⑥スケジュール調整

打ち合わせや体験実施にあたり、市との日程調整を行い円滑に体験が実施できるようにすること。

⑦その他

- ・受託者は、委託者に対して、各回終了後 1 か月以内に指定する様式により報告し、年度末には全体を通した実施報告書を提出すること。
- ・受託者は、委託者に対して、定期または随時に業務の進捗状況や遂行上の問題点等について文書または口頭により報告するものとする。
- ・委託者は、前項の報告を受け事業の目的を達成するために必要と認められる場合は、受託者との協議により業務内容の一部を変更し指示することができる。
- ・委託者は、受託者の業務遂行にかかる必要経費を予算の範囲内において措置するものとし、受託者は最大の効果が得られるようこれを計画的に執行するものとする。

5 対象経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に必要と認められる経費（人件費、謝金、職員及びゲストの旅費、現地体験において必要な参加者の移動に係る経費、役務費、需用費、研修の内容に直接必要な食糧費、賃借料、委託費）とする。

※事業全般にわたって以下の経費は委託金額の対象外とする。

- ・参加者の集合場所までの交通費、宿泊費及び研修対象外の食糧費
- ・国、地方公共団体の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ・その他、事業との関連性が認められない経費

6 委託成果品

- (1) 受託者は、各回終了後 1 か月以内にデータ及び紙媒体にて実施報告書及び参加者名簿を提出し、年度末には全体を通した実施報告書を提出すること。
- (2) 写真又は動画のデータは DVD-R にて提出すること。

7 委託料の支払い

- (1) 受注者は、業務完了後、検査に合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。ただし、業務委託を行うために必要であると委託者が認めたときは、受託者は概算払いを請求することができる。委託者は、請求があった日から 30 日以内に委託料を支払うもの

とする。

- (2) 本業務終了後、実績額が当初の契約額を下回った場合は、その実績額をもって変更契約を締結するものとする。
- (3) 本業務により直接発生した収入（収益）があるときは、委託契約額から当該収入金を差し引いた額をもって変更契約を締結する。また、確定した委託契約額を上回る額がすでに概算払いされている場合には、超過分を市に返還するものとする。
- (4) 特段の理由がなく目標を著しく達成できていなかった場合は、契約を解除し、上記（1）による概算払がある場合には、双方の協議により、その全額または一部を返還するものとする。

8 秘密の保持等

受託者は、個人情報保護法を含む関係法令を遵守し、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この業務は履行期間の終了または契約を解除した後にも存続するものとする。

9 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

10 著作権その他知的財産権

本事業により新たに制作した制作物について

- (1) 受託者は、制作、納品した制作物については、益田市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) 受託者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用権及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
- (3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の物の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で本業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすることとする。
- (5) 当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著作者等と委託者等の間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。
- (6) 委託者から提供する既存の情報については、著作権は委託者に帰属するものとする。

11 その他の留意事項等

- (1) 本市から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨本市へ報告すること。
- (2) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、本市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告すること。
- (4) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

12 その他

- (1) 仕様の詳細については、本業務の受託者として決定したのち、本市との協議の上、確定するものとする。ただし、提案内容がすべて盛り込まれるものではない。
- (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。